

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和3年8月24日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

（1）株式会社高島屋

代表取締役社長 村田 善郎
大阪市中央区難波五丁目1番5号

（2）阪急阪神不動産株式会社

代表取締役社長 諸富 隆一
大阪市北区芝田一丁目1番4号

（3）京阪ホールディングス株式会社

代表取締役社長 石丸 昌宏
大阪府枚方市岡東町173番地の1

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

高島屋京都店
京都市下京区四条河原町西入真町52番地

（2）変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	49,539㎡	58,653㎡

変更事項	変 更 前	変 更 後
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社高島屋 午前10時～午後9時 株式会社ビオスタイル 午前6時～翌午前0時	株式会社高島屋（既存棟） 午前10時～午後9時 株式会社高島屋（新設棟） 午前6時～午後11時 株式会社ビオスタイル 午前6時～翌午前0時
ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設① 午前8時～午後9時 荷さばき施設② 午前6時～午後10時	荷さばき施設① 午前6時～午後10時 荷さばき施設② 午前6時～午後10時

（添付図面は省略）

（3）変更年月日

令和5年8月1日

3 届出年月日

令和3年7月30日

4 縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

（2）期間

令和3年8月24日（火）から同年12月24日（金）まで（京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

（3）時間

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 提出期限

令和3年12月24日(金)

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)